

総務課の「令和6年度の運営方針と目標」

総務課長 正木 孝也

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・行政サービスの質の向上と事務事業の効率化を図るため、「第7次矢吹町行財政改革大綱及び実行計画」に基づき、財政の健全化を図り、持続可能な自治体経営を進めます。
- ・職員の意欲、資質、能力を高める職員力の向上を推進するため、「矢吹町人材育成考課制度」による能力、実績に基づく人事管理の徹底を図り、職員の育成と活気ある組織の構築に努めます。
- ・「矢吹町人材育成基本方針」に基づく人材育成考課制度の確実な実施と人事任用制度への活用及び処遇反映を推進し、職員の育成と持続可能な活気ある組織の構築に努めます。
- ・健康で元気に職務に従事できるよう環境整備を図ります。

■課の役割

総務課は、総務係、財務係で編成され、①広報、②秘書業務、③財政（予算・決算）、④公有財産の管理、⑤庁舎及び公用車の管理、⑥入札、⑦人事・組織及び給与、⑧人材育成・研修、⑨職員の福利厚生、⑩文書・法令等の法規事務、⑪選挙事務、⑫適正な行政管理などを行う役割を担っています。

2 課の構成（令和6年4月1日現在）

職員数 18人（うち会計年度任用職員4人）

- ・課長 1人 ・行政管理監 1人 ・副課長 2人
- ・財務係 7人（うち会計年度任用職員2人） ・総務係 7人（うち会計年度任用職員2人）

3 令和6年度の課の運営方針と目標

①財政健全化に関する取り組み

東日本大震災以降の復興財源や、コロナ禍における地方創生臨時交付金等、これまで国から交付されてきた特定財源が大幅に減少傾向にあることから、補助金等への依存体質を脱却し、平時の身の丈にあった財政規模に戻すため、第7次矢吹町行財政改革大綱に基づき、財政の健全化に取り組みます。

②人材育成

職員の「自主性・自立性」と「成長実感・活躍の場」を重視した組織的なマネジメントを積極的に行い、個々の職員の能力育成、開発に取り組みます。さらに、職員の意欲、資質、能力を高め「矢吹町人材育成考課制度」による能力、実績に基づく人事管理の徹底を図り、職員の育成と活気ある組織の構築に努めます。

また、不祥事のない職場づくりを目指すため、職員の質を向上させる取り組みとして、情報共有体制の確認、綱紀粛正の徹底などに取り組みます。

③人材確保

持続可能な組織の構築のために、矢吹町人材育成基本方針を見直し、人材の育成・確保に努めていきます。

アンテナを高くし、自ら問題意識を持ち、考える職員になるため、人材育成考課制度を活用した人材の育成と多様化するニーズに対応した適正な職員数の配置、農業政策、防災・減災、行政DX等に対応する専門的な人材の発掘と確保に努めていきます。

また、女性が活躍できる職場づくりを意識し、女性職員のやりがいを高める取り組みや管理監督職登用などのキャリア支援を行います。

④職場環境の改善

持続可能な組織構築を実現するために、健康で元気に職務に従事できるよう環境整備を図ります。特に、ストレスを抱えている職員に対しては、身近な職員が気づいて声がけすること、相談窓口（総務課）につなぐこと、適切な医療につなぐことなど、産業医と連携しながら組織的なメンタルヘルス対策に取り組んでいきます。

また、労働環境は、職員の精神衛生面に深く関わることから、環境美化に努めます。

令和6年度 総務課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①財政健全化に関する取り組み	①将来に渡って安定的な財政基盤を確立するため、自主財源の確保 ②受益者負担の原則のもと、利用者が負担する公共施設の使用料や公共サービスに係る料金の見直し ③事業の必要性や有効性の精査による、歳出の抑制・合理化	①職員向けに説明会を開催し、財源確保に向けて全庁的な共通認識を図ります。また、国・福島県交付金や民間からの資金調達など、多様な財源確保の方法や、未利用の町有地の売却等についても検討します。 ②現在の使用料等の算定根拠を確認し、必要に応じて適正な金額への改定について検討します。 ③事務事業の有効性等を各課からヒアリングし、次年度以降の予算編成に反映させます。また、予算の枠配分方式の導入についても検討し、担当課による効率的・効果的な行政運営及びコスト意識の向上を図ります。	
②人材育成	①自己の職務に対する責任と高い士気を保つためスキルアップを図ります。 ②様々な町民ニーズに対応するための専門的な能力アップを図ります。 ③女性職員が仕事と家庭を両立しながら政策立案に参画するなど、やりがいを感じる職場づくりを目指します。 ④人事評価及び職員育成のための「人材育成考課制度」を有効活用します。	①ふくしま自治研修センターを活用した指名研修へ派遣します。 ②東北自治研修所、市町村職員中央研修所、ふくしま市町村支援機構等の各研修所を利用する指名研修へ派遣します。 ③相談体制の充実、休暇制度の周知に努め、気兼ねなく休暇取得できるよう人員確保、連携強化に努めます。 ④副係長以上を対象に効果的な助言や手法の体得を目指す研修を実施します。	

令和6年度 総務課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
③人材確保	①持続可能な組織構築を目指します。 ②専門性の高い人材確保に努めます。 ③定員適正化計画に基づく職員数の確保に努めます。	①福島県主催の合同説明会等へ参加し、町の魅力を伝え受験者数の増加に努めます。また、町のPRを含めた職員募集パンフレットの作成及び各施設への掲示依頼を実施します。 ②専門職（土木・保健師等）については、新卒にこだわらず幅広い年代からの採用に努め、任期付職員制度の活用も検討します。 ③優秀な職員を計画どおり採用するため、10月1日採用、1月1日採用等も視野に入れ、採用試験を計画します。	
④職場環境の改善	①メンタル不調者の早期発見と早期ケアに努めます。 ②メンタル不調の予防に取り組みます。 ③庁舎敷地内の美化に努めます。 ④町民のために職員が安心して働ける環境を整備します。	①個別案件について産業医への相談を実施します。 ②職員個人でのケアとしてセルフケア研修及び組織的なケア方法の習得を目指し、ラインケア研修を実施します。 ③働き続けたい職場づくりとして、清掃及び修繕を中心に環境整備を実施します。 ④正当性が認められない過剰な要求及び要望などの不当要求行為に対応するため、公正な職務執行の確保等に関する条例の制定に向けて取り組みます。	

企画・デジタル推進課の「令和6年度の運営方針と目標」

企画・デジタル推進課長 国井 淳一

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

「デジタル田園タウン構想事業」は、地域経済発展や課題解決への道しるべとなるものです。行政DXでは行政サービスや公務能率の向上、デジタル基盤整備に取り組み、地域DXでは町特有の課題を解決するためのデジタル実装やデジタル人材の確保を進め、都市部を上回る利便性と魅力を備える地方像を本町で実現します。

持続可能な矢吹町の実現に向けて、誰一人取り残されないまちづくりを進めるためには、各課における「矢吹町まちづくり総合計画」に基づく事業の確実な推進が不可欠です。
総合計画に掲げた重要施策について、各課の事業進捗の状況管理に努め、事業遂行時に発生した課題等を的確に把握し、適宜支援を行うことで事業の確実な推進を図っていきます。

危機から町民生活を守り、行政運営を保全するため、「矢吹町危機管理基本計画」に基づき、様々な不測の事態に対して予防対策を講じます。また、複合化・複雑化した課題の解消のため、庁内の横断的な連携強化を図り、効果的に取り組みを進めていきます。

■課の役割

企画・デジタル推進課は、企画調整係、デジタル推進係で構成され、①政策立案調整、②行政評価、③高度情報化（DXの推進を含む）、④危機管理の対応などを行う役割を担っています。

2 課の構成（令和6年4月1日現在）

職員数 8人（うち会計年度任用職員1人）

- ・課長 1人 ・副課長 1人 ・危機管理監 1人
- ・企画調整係 3人（うち会計年度任用職員1人） ・デジタル推進係 2人（副課長が係長事務取扱）

※その他 地域活性化起業人 1人

3 令和6年度の課の運営方針と目標

①デジタル田園タウン構想

住民の皆様全てに恩恵をもたらす、誰一人取り残さない視点や、業務の効率性と効果を重視しながら、行政DXと地域DXが連動するサービスを提供するための仕組みづくりを進め、町の経済発展や様々な課題の解決につなげます。

②第7次矢吹町まちづくり総合計画の策定・進捗管理

まちづくり総合審議会や住民主導によるワークショップ、パブリックコメント等を経て、住民の皆様からのご意見を反映した新たな総合計画を策定します。また、策定後の取り組みや進捗管理等の重要性を意識しながら、必要に応じて課を超えた横連携の強化により、各事業を確実に推進します。

③デジタル人材の確保・育成

民間企業等の社員を受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら、DXの新たな取り組みを展開していきます。また、外部人材などを活用し、新しいデジタル技術を活用できる人材の育成に努めます。

④自治体情報システムの標準化・共通化の対応

デジタル庁が策定した「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、町の基幹電算システムについて、令和7年度末までの新システム移行完了を目指し、関係各課との協議、調整を図ります。

⑤危機管理体制の強化

「矢吹町危機管理基本計画」に基づき、平常時の危機管理活動に取り組むとともに、緊急時には速やかに初期態勢をとることで、危機の影響、被害範囲を最小限に抑え、様々な危機から町民生活を守ります。また、職員の公正な職務執行を確保するために、公益の増進を図ることを目的とした条例等の整備を総務課とともに検討します。

令和6年度 企画・デジタル推進課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①デジタル田園タウン構想	①行政サービス向上のためのデジタル活用 ②地域社会の課題解決のためのデジタル活用 ③デジタルデバイド（情報格差）解消のためのデジタル活用支援	①民間企業や他自治体等との様々なデータとサービス連携として、データ連携基盤を活用したサービス展開 ・スポーツ×デジタル振興プロジェクトとの連携【賑わい創出、健康、教育、経済】 ・AIオンデマンドバス事業との連携【公共交通、観光】 ②情報発信力の強化 一斉情報配信システムを構築し、既存の各配信システムを一元化することで、迅速正確な情報の発信と運用コストの軽減を図ります。 ・地域や年代に応じた情報配信が可能な環境を構築し、欲しい時に欲しい情報が届く住民に寄り添った情報配信 ・公共施設予約支払いシステムの利用促進と対象施設拡大の検討 ・オンライン申請（LINE、マイナポータル）の利用促進と対象業務拡大の検討 ③講習会、教室やイベントの開催 ・高齢者対象のスマホ、タブレット教室の開催【福島県との共催】 ・全小学生対象のプログラミング教室の実施【町独自開催】	

令和6年度 企画・デジタル推進課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
②第7次矢吹町まちづくり総合計画の策定・進捗管理	①新たな総合計画の策定 ②課の運営方針と目標のヒアリング等の実施による各種事業の全庁的な調整 ③各課事業の目標達成状況等を住民に知らせるための取り組み	①本町の歴史やこれまでの取り組みを継承しながら、現在の経済及び社会情勢等を踏まえ、新たなまちづくりの理念に基づく将来像を実現するため、多くの住民の声を反映した未来に希望の持てる計画を策定します。 ②各課の重点事業等について、首脳部を交えたヒアリング等を実施し、課題抽出や解決に向けた協議により、適切な進捗管理に努めます。また、複数の課にまたがるような事業等については、横断的な連携強化により、事業の推進を図ります。 ③住民に対して、計画策定後の目標達成に向けた取組状況等の情報発信の重要性を鑑み、政策と予算の連動を図るために、年度ごとの実績値の確認等を行い、まちづくり総合審議会等での情報共有により、事業の取組状況を評価できるような体制を構築するとともに、結果を町ホームページ等を活用し、公表します。	
③デジタル人材の確保・育成	デジタル人材の確保と育成を通じた、組織のDX促進と活性化 ①デジタル人材の確保 ②デジタル人材の育成	①DX推進には、デジタルを含め様々な領域において専門的知見を有する人材によるサポート・支援が必要 ・国の地域活性化起業人制度や地域情報化アドバイザー派遣制度等の活用による外部人材の派遣受入れ ・DX推進支援業務委託としての人材確保 ②人材の発掘・育成、知識や能力の習得機会の提供 ・上記による職員研修、DX推進本部専門部会などの参加機会を通じた人材育成	

令和6年度 企画・デジタル推進課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
④自治体情報システムの標準化・共通化の対応	情報通信技術を活用した住民の利便性の向上並びに行政運営の効率化を目指し、国の「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」に基づく計画的なシステム移行	国の方針に基づく令和8年3月までの移行を目指す取り組み 住民記録、税、保険、福祉など対象業務を所管する関係各課との情報共有と連携（役割・作業） ・移行データの整理・最適化 ・データ移行仕様書の整備、移行仕様書の検証作業 ・システム環境構築、機能設定・帳票項目の確認、ネットワーク設定作業 ・連携業務整備、連携ツール仕様設計・開発・テスト作業	
⑤危機管理体制の強化	①職員の綱紀粛正の徹底及び職員に対する安全配慮義務に係る対応 ②起こりうるリスクを想定した未然防止対策	①職員の綱紀粛正の徹底に取り組むとともに、公正な職務執行を確保し、公益の増進を図るため、職務執行時の任命権者、管理職、職員の責務を明確化するほか、町民に対しても職務執行への協力について努力義務を規定する「公正な職務執行の確保等に関する条例」の策定に向けて準備を進めます。 ②様々な不測の事態に対応できるよう、リスク管理シートによるモニタリングに取り組みます。事務処理ミス等が発生した場合は、口頭による報告によりミスへの対応を最優先するとともに、速やかに事務処理ミス等報告書を作成し、状況に応じて組織で対応策を検討します。 また、内容を逐次記録することで、再発防止にも努めます。	

まちづくり推進課の「令和6年度の運営方針と目標」

まちづくり推進課長 神山 義久

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ①行政区、町民活動団体、事業者及び行政等の地域の活動実施主体がそれぞれの特性を活かしながら連携・協力し、共助の考え方のもと協働のまちづくりを推進します。
- ②地域防災計画に基づき、災害発生時に迅速な対応ができる体制を構築するとともに、関係機関との協議を進めながら各種計画、マニュアル等を策定し、安全・安心なまちづくりの構築を図っていきます。
- ③矢吹町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定したことを踏まえ、様々な取り組みを行っている企業や団体と連携を図り「ゼロ・カーボン宣言」を行い、脱炭素化の取り組みを加速させます。
- ④「自ら移動方法を選び、快適に暮らせる～だれもが移動しやすいまち“やぶき”～」を目指した持続可能な公共交通の構築を図るため、行き活きタクシー、コミュニティバス、AI活用型オンデマンドバス実証実験等を行いながら地域課題の解決に取り組みます。
- ⑤「もったいない精神で資源を大切にし、地球環境保全に貢献するまち」の実現に向け、令和3年3月に策定した「矢吹町ごみ減量化推進計画・第2期」に基づき、更なるごみの減量化・資源化を推進します。

■課の役割

まちづくり推進課は、協働推進係、生活安全係、環境衛生係で構成され、協働体制の確立及び協働事業の創造、行政区・町民活動団体等支援、統計業務、消防・交通・防犯業務、消費者行政、環境衛生業務、墓園管理業務などを行う役割を担っています。

2 課の構成（令和6年4月1日現在）

職員数 13人

・課長 1人 ・副課長 2人 ・生活安全係 3人（うち会計年度任用職員 1人） ・環境衛生係 3人 ・協働推進係 4人

3 令和6年度の課の運営方針と目標

①公共交通ネットワーク

高齢者をはじめとする交通手段を持たない町民の利便性の向上を図るため、「行き活きタクシー利用料金助成事業」「矢吹町コミュニティバス実証実験運行」等の実施と並行して、AI活用型オンデマンドバスの導入を進めます。

②防災、災害等の計画の改訂及び策定

矢吹町災害時受援計画の策定並びに矢吹町の国民の保護に関する計画の改訂を行い、災害時に迅速な対応ができる体制を構築します。

③空き家等対策への対応方針の検討

本町の空き家対策に関する現状と課題を整理し、空き家の有効活用、適切な管理及び除却の推進を図ることを目的に、空き家対策法定協議会の令和7年度設置に向けた準備を行います。

④協働のまちづくりの支援

協働のまちづくりの推進を図るため、「自助・共助・公助の考え方」のうち、共助における協働範囲の拡充、町民・職員の意識醸成を図り、協働の核となる行政区の持続的な活動をサポートするため、区長会事業をはじめ、地域活動の活性化に向けて支援します。
また、各行政区からまちづくりに関する困りごとや相談、要望等のとりまとめを行い、計画的に協議検討を実施し、更なる地域づくりが行えるようサポートします。

⑤脱炭素化に向けた取り組み

矢吹町域から排出される温室効果ガス排出量の削減に向け、本町の現状や地域特性を踏まえ、町・町民・事業者等の各主体の割合に応じた取り組みを総合的かつ計画的に推進します。

令和6年度 まちづくり推進課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①公共交通ネットワーク	行き活きタクシー、コミュニティバス、AI活用型オンデマンドバス等の交通サービスを組み合わせ、誰もが移動に困らない利便性の高い生活を実現し、「自ら移動方法を選び、快適に暮らせる～だれもが移動しやすいまち“やぶき”～」を目指します。	●5月 地域公共交通活性化協議会（第1回） ●5月 AI活用型オンデマンドバス事業者に係る公募型プロポーザル ●6月 AI活用型オンデマンドバス導入業務委託 ●6月 地域公共交通活性化協議会（第2回） ●10月 AI活用型オンデマンドバス運行開始 ●11月 地域公共交通活性化協議会（第3回）	
②防災、災害等の計画の改訂及び策定	矢吹町災害時受援計画の策定並びに矢吹町の国民の保護に関する計画の改訂を行い、災害時に迅速な対応ができる体制を構築します。 【矢吹町災害時受援計画】 本町において大規模災害が発生した場合、国や他の自治体、民間団体等からの人的・物的支援等を円滑的に受け入れるための手順や体制整備を定め、最大限に活用できることを目的に策定するものです。 【矢吹町の国民の保護に関する計画】 本町において武力攻撃やテロ等が発生した際に、町民の生命、身体及び財産を保護するための体制整備を定め、被害を最小限に抑えることを目的に策定するものです。	【矢吹町災害時受援計画】 ●5月 関係機関との協議 ●6月 福島県との協議 ●9月 計画書の策定配布 【矢吹町の国民の保護に関する計画】 ●5月 第1回国民保護協議会にて協議 関係機関との協議 ●6月 福島県との協議 ●8月 第2回国民保護協議会にて承認 ●9月 計画書の策定配布	

令和6年度 まちづくり推進課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
③空き家等対策への対応方針の検討	本町の空き家対策に関する現状と課題を整理し、空き家の有効活用、適切な管理及び除却の推進を図ることを目的に、空き家対策法定協議会の令和7年度設置に向けた準備を行います。	●5月 空き家対策の現状と課題をまとめた「空き家対策に関する今後の方針」を作成し、関係機関との協議を行います。 ●空き家対策法定協議会の設置に向け、他自治体の取り組み事例の情報収集、及び福島県との協議を行います。	
④協働のまちづくりの支援	協働のまちづくりの推進を図るため、「自助・共助・公助の考え方」のうち、共助における協働範囲の拡充、町民・職員の意識醸成を図り、協働の核となる行政区の持続的な活動をサポートするため、区長会事業をはじめ、地域まちづくり団体の地域課題、社会課題の解決に向けて支援します。また、各行政区からまちづくりに関する困りごとや相談、要望等のとりまとめを行い、計画的に協議検討を実施し、更なる地域づくりが行えるようサポートします。	●7月 町に対する要望等のとりまとめ ●9月 各要望等に対する回答 ●随時 ・まちづくり団体登録制度の運用による官民の各種助成制度等の情報提供を行います。 ・行政区、まちづくり団体の活動を広報やぶき、ホームページを用いて周知し、各種助成制度の啓発を推進します。 ・民間企業等とのボランティア活動を含めた協働のあり方を検討します。	

令和6年度 まちづくり推進課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
⑤脱炭素化に向けた取り組み	矢吹町域から排出される温室効果ガス排出量の削減に向け、本町の現状や地域特性を踏まえ、町・町民・事業者等の各主体の割合に応じた取り組みを総合的かつ計画的に推進します。 【温室効果ガス削減目標】 ・温室効果ガス排出量の2030(令和12)年度の削減 ⇒ 2013(平成25)年度比50%減を目標とします。 ・温室効果ガス排出量の2050年の削減目標 ⇒ 温室効果ガス排出量実質ゼロの「脱炭素社会」の実現を目標とします。 ・目標削減の達成状況につきましては、データを集計し、数値化できたら、定期的に広報、ホームページ等で公表します。	●6月 ゼロ・カーボン宣言 ●7月 矢吹町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の周知・PR ・概要版のチラシを全戸配布 ・広報、ホームページ、公式LINE等に掲載 ●10月 やぶきフロンティア祭りでの展示	

総合窓口課の「令和6年度の運営方針と目標」

総合窓口課長 佐藤 浩彦

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ①代表電話や各種手続きを所管する「町の顔」として、「明るく 丁寧で 親切かつ 迅速」な対応に心がけ、お客様に寄り添った接遇によりサービスの向上に努めます。
- ②「お客様目線」による窓口業務のワンストップ化を検証し、利用者がより利用しやすい窓口の設置に向けた行政改革を進めます。
- ③町会計管理者として、公金管理、収入及び支払いの審査確認を適正に実行し、職員の財務事務処理能力向上の指導育成を行います。
- ④予算執行状況を的確に把握し、一時借入れなどの資金調達を行い、計画的な支払いに努めます。

■課の役割

総合窓口課は、窓口係、出納係で構成され、①総合案内、②代表電話の取次ぎ、③戸籍事務、④住民基本台帳事務、⑤印鑑証明事務、⑥マイナンバーカードに関する事務、⑦現金・有価証券・物品の出納及び保管、⑧指定金融機関に関する事務、⑨収入及び支出に関する書類審査、⑩決算の調整などを行う役割を担っています。

2 課の構成（令和6年4月1日現在）

職員数 12人（うち会計年度任用職員 6人）

- ・課長 1人
- ・出納係 3人（副課長兼係長事務取扱 1人、会計年度任用職員 2人）
- ・窓口係 8人（係長 1人、係員 3人、会計年度任用職員 4人） ※ほか、派遣職員 1人

3 令和6年度の課の運営方針と目標

①総合窓口業務

接客等に関する課題や問題点について、課内で共有し改善に努めます。また、お客様に対して聞く姿勢を大切にし、丁寧な対応を心がけます。

②職員の財務事務処理能力の向上

起票する職員だけでなく、決裁までの各上位職員の適正な事務処理に対する意識向上やチェック体制の徹底を図ります。

③予算執行状況の的確な把握

各支払日の支払予定額や収入予定のある補助金等の収入時期を確認し、状況に応じて一時借入などの資金繰りを行うなど収支状況を的確に把握します。

④総合窓口のあり方

総合窓口の現状と課題を整理し、全庁的な協議や各課との協議をしながら、民間委託やDX化推進も視野に入れた改善を検討するなど、利用者が使用しやすい窓口設置に向けた見直しを進めます。

令和6年度 総合窓口課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①総合窓口業務	①「町の顔」として「明るく 丁寧で 親切かつ 迅速」な対応 ②利用者に寄り添った接遇をし、ワンストップサービス向上を図ります。	①窓口業務に関する知識や技術の習得により、対応能力の向上を図ります。 ②説明・問合せ内容について、職員間で情報を共有化し、利用者がスムーズに手続きできるように、窓口業務改善及び丁寧な接遇に努め、ワンストップサービスの向上を図ります。	
②職員の財務事務処理能力の向上	所属における正確な事務処理に対する認識の徹底を図ります。	予算担当国会議資料の見直し、誤りやすい事例や、例月出納検査で指摘されたものについて情報提供します。	
③予算執行状況の的確な把握	収支予定額を的確に把握します。	四半期毎の予算執行計画書を基にした支出予定額及び各種交付金、補助金等の収入予定日の確認を行います。	
④総合窓口のあり方	現状の課題（混雑時に待ち時間が発生しやすい、サービスの多様性により情報整理が困難）を精査し、利用者のニーズ（行政手続きの簡素化・迅速化・情報のわかりやすさ）にあった総合窓口のあり方を検討します。	・総合窓口会議を実施し、現状の課題・改善点について、情報共有及び意見交換を図ります。 ・戸籍受付（婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁）について、予約システムを導入します。 ・マイナンバーカード臨時交付窓口について、予約システムを導入します。 ・ワンストップサービスの向上を図るため、総合窓口会議でより効果的な対応策を検討します。	

税務課の「令和6年度の運営方針と目標」

税務課長 小磯 剛

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・課税客体の把握に努め、公平で公正な課税を行います。
- ・厳正で公平な町税事務と業務の効率化を推進します。
- ・町税等の現年度分・過年度分について収納向上を図り、自主財源の確保に努めます。
- ・町税等に関する情報発信及び納税相談等を通じて納税者への説明責任を果たします。
- ・納期内納付の啓発と滞納整理により新規滞納者の発生を抑制します。

■課の役割

税務課は、町税係、固定資産税係、滞納整理係で構成され、①町県民税・②法人町民税・③固定資産税・④軽自動車税・⑤町たばこ税・⑥入湯税・⑦国民健康保険税・⑧介護保険料・⑨後期高齢者医療保険料の賦課事務、⑩税証明書交付・台帳の閲覧、⑪町税等の収納、⑫滞納整理、⑬納税啓発、⑭罹災証明事務を行う役割を担っています。

2 課の構成（令和6年4月1日現在）

職員数 14人（うち会計年度任用職員2人）

- ・課長 1人 ・副課長 1人 ・町税係 4人 ・固定資産税係 4人（うち会計年度任用職員1人）
- ・滞納整理係 4人（うち会計年度任用職員1人）

3 令和6年度の課の運営方針と目標

①債権管理の適正化

事務の効率化を図るため、「年間行動計画」のとおり効率的かつ効果的に事務を行い、収納率の向上を図ります。

②滞納整理

町税等の収入状況、差押実績、白河地方広域市町村圏整備組合滞納整理課等の徴収実績について、毎月報告を行います。

③デジタル活用による業務効率化

納税者サービスと利便性の向上、税務行政等の効率化に資するよう、各業務の調査検討を行い計画的に実施します。

令和6年度 税務課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①債権管理の適正化	効率的かつ効果的な徴収を実施するため、年間行動計画を策定	①滞納処分等の年間行動計画の策定 ②文書催告の実施 毎月催告書を送付 ③納税相談の実施 随時、納税相談を行い、収入状況に応じた納付方法について一緒に解決策を検討 ④厳正な滞納処分の執行 財産調査等を行い、差押等の実施 ⑤時効管理会議の開催 滞納者に対する年度内の滞納処分の方針決定及び時効中断について協議 ⑥関係各課との連携 各保険料を所管する保健福祉課との連携 ⑦白河地方広域市町村圏整備組合滞納整理課への徴収事務の移管 徴収困難な滞納整理事案を選定し、引継事務及び引継後の連携の実施 ⑧地方税法第48条に基づく福島県への徴収引継依頼の実施 町県民税滞納者を選定し、移管事務及び移管後の連携の実施 ⑨職員の徴収事務能力の向上 徴収事務研修及びOJTによる知識習得・折衝能力の向上	

令和6年度 税務課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
②滞納整理	滞納処分の状況等について定期的な報告	①滞納整理状況の町長報告 町税等の収入状況、差押実績、広域圏滞納整理課の徴収実績を毎月報告 ②町税等の滞納整理状況を掲載 ・広報やぶき（年1回） ・矢吹町ホームページ（毎月）	
③デジタル活用による業務効率化	①地方税の電子化 ②税務システム標準仕様への対応 ③定型事務の自動化、アウトソーシングの推進 ④業務の効率化を図るためのシステム化の推進	①地方税の電子化（個人住民税特別徴収・定額減税・軽自動車手続き・eLTAX等）へのシステム対応 ②令和7年度基幹業務システム標準化移行後の業務自動化についてシステム業者と協議 ③自動化及びアウトソーシングが可能と思われる定型事務について、システム業者と協議 ④デジタル化による業務効率化 ・法務局との登記異動情報のデータ連携（運用開始…初年度） ・新統合型地理情報システムによる土地調査・家屋評価のタブレットを利用した調査の実施 ・受付予約システムの活用 ・キャッシュレス決済、web口座振替受付システム利用の推進	

保健福祉課の「令和6年度の運営方針と目標」

保健福祉課長 山野辺 幸徳

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・町民一人ひとりが健康で自立した生活が送れるよう、保健、医療、福祉、介護等の施策を総合的かつ体系的に推進します。
- ・「地域で協力し 安心して暮らせる 共生社会の実現」の基本理念の実現に向けた、障がい者の自立及び社会参加の支援等に取り組みます。
- ・「住み慣れた地域で いきいきと 安心して暮らせる町」の基本理念の実現に向け、介護保険事業の充実を図ります。
- ・町民の健康を保持・増進するため、健康増進事業の充実を図り、健康寿命の延伸を目指します。
- ・国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療保険事業を安定し運営するため、資格の適正化、給付費の適正化を図り、被保険者数の将来展望を見据えた事業運営を図ります。
- ・所管する保健福祉施設の設置目的を果たすため、指定管理者制度を導入し、安全・安心な施設運営の体制整備を行います。

■課の役割

保健福祉課は、健康増進係、国保年金係、福祉係、介護保険係で構成され、①健康づくりの推進、②予防接種の推進、③生活習慣病等の健康診査の推進・事後指導、④国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度の運営、⑤町民の福祉向上、⑥民生児童委員運営、⑦障がい者支援、⑧高齢者支援、⑨介護予防事業の推進、⑩健康センターの運営、⑪福祉会館の運営、⑫保健福祉センターの運営等の役割を担っています。

2 課の構成（令和6年4月1日現在）

■職員数	23人（うち会計年度任用職員5人）		
・課長	1人	・副課長	1人
・健康増進係	7人（うち会計年度任用職員2人）	・国保年金係	5人（うち会計年度任用職員2人）
・福祉係	5人（うち会計年度任用職員1人）	・介護保険係	4人

3 令和6年度の課の運営方針と目標

①町民の健康増進

予防医療として、1次予防（健康づくり）、2次予防（疾患の早期発見、早期治療）、3次予防（疾患の治療、重症化予防）に取り組むための各種保健事業を実施し、健康長寿の実現に努めます。

②特別会計保険事業

事業の財源となる保険税（料）や補助金・交付金及び一般会計からの繰入額などの予算状況をはじめ、少子高齢化が進展する中での被保険者数の推移、医療費や介護給付費等の状況等を総合的に勘案し、適正かつ安定した事業運営に努めます。

③高齢者、障がい者支援

これまで培われてきた、独居高齢者への民生委員や近隣住民、福祉サービス事業者の訪問など「人」による見守りと緊急通報システムなど「ICT(情報通信技術)」を活用した見守り体制を継続しつつ、「IoT機器」などデジタルを活用した見守り体制の導入について、調査・検討します。また、障がい福祉サービスのニーズを捉え、サービスの提供体制を構築するなど障がい者支援に努めます。

④健康センターの指定管理

施設の魅力を最大限に発揮するため指定管理者制度を継続し、民間ノウハウによるサービス向上を図ります。サービス向上により新規顧客を獲得し、施設利用者を増やすことで事業の継続、発展に努めます。また、平成20年の料金改定以降、利用者の利便性向上のため料金改定をしておりますでしたが、受益者負担の原則を踏まえた施設利用料の適正価格について、調査・検討を行います。

⑤あゆり温泉のあり方

あゆり温泉は、町民の健康増進や町の観光資源を担う施設として、これまで380万人を超える利用があります。施設は、平成3年6月の営業開始から33年が経過しており、老朽化に伴う長寿命化改修工事が必要となっておりますが、擁壁の改修工事も必要となっております。将来を見据えた施設全体のあり方について検討します。検討にあたり関係機関（地権者、隣接地権者）及び健康センター運営審議会と協議を行います。

令和6年度 保健福祉課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①町民の健康増進	予防医療の1次予防（健康づくり）、2次予防（疾患の早期発見、早期治療）、3次予防（疾患の治療、重症化予防）に取り組み、健康長寿の実現に努めます。	①1次予防【通年】：ヘルスアップ教室（※1）、ふくしま健民パスポート（※2）、自殺対策、予防接種 ②2次予防【7月～2月】：町民検診（特定健康診査、高齢者健康診査、各種がん検診） ③3次予防【10月～11月】：町民検診結果説明会（重症化予防に関する個別面談、実技、医療機関への紹介状発行等） ※2次予防、町民検診の受診率向上のため、コールセンターとウェブによる予約方法に変更するとともに、ウェブ問診を導入し、受けやすい体制を構築します。また、未受診の方へ人工知能を利用した受診勧奨通知を発送し、受診率向上に努めます。	【※1 ヘルスアップ教室】20歳以上の方を対象にした運動教室です。受講者毎に週1回、エアロバイクを使用した有酸素運動やストレッチ、定期的に体力測定等を行っています。 【※2 ふくしま健民パスポート】18歳以上の方（高校生を除く）を対象にした事業です。自身で立てた健康目標を30日間実行したり、検診受診などで、所定のポイントが獲得でき、獲得ポイントに応じて県内の協力店で様々な特典が受けられる事業です。（その他、町や県からの特典もあります。）スマートフォン用アプリでも参加が可能です。

令和6年度 保健福祉課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
②特別会計保険事業	各特別会計の適正かつ安定した事業運営に努めます。	①財政状況及び予算状況の確認・管理 ②被保険者数の推移分析 ③医療費・介護給付費等の推移分析	
③高齢者、障がい者支援	高齢者及び障がい者が安心して暮らせるよう見守りサービスの充実と民生児童委員等の支援者や介護者の負担の軽減を図ります。	①民生児童委員の訪問活動 ②緊急通報システム（※1）の推進 ③二次元コードシール（※2）導入の調査・検討 ④IoT機器による見守り体制の調査・検討	【※1 緊急通報システム】ひとり暮らし高齢者等が家庭内で急病や事故等の緊急時に通報ボタンを押すことで、看護師の常駐するコールセンターが24時間365日対応します。 【※2 二次元コードシール】疾患などの理由により行方不明となった時や保護された時に専用シールを読み取ることで身元判明が行えます。

令和6年度 保健福祉課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
④健康センターの指定管理	施設の魅力度を向上し、入館者数の増加を図ります。また、施設使用料の適正価格について調査、検討を行います。	①施設の魅力度の向上 【温水プール】 トレーニング機器の増設 監視カメラの設置 ②施設利用料の適正価格について調査・検討	
⑤あゆり温泉のあり方	施設、設備の長寿命化改修工事や擁壁改修工事を踏まえた施設全体の将来展望について、協議、検討を行います。	①あゆり温泉のあり方について、民間活力導入も含めた調査、検討 ②地権者及び隣接地権者との協議 ③健康センター運営審議会の開催	

農業振興課の「令和6年度の運営方針と目標」

農業振興課長 鈴木 辰美

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・活気あふれた自立した農家の育成を支援し、持続可能な農業の推進を図ります。
- ・町内の農業関係団体と連携し、農業振興地域整備計画等の策定を目指します。
- ・農産物の風評被害の払拭と「開拓のまち・矢吹」のブランドイメージ構築に取り組みます。
- ・森林環境整備事業により、森林環境の保全に取り組みます。
- ・ほ場整備事業を推進し、農業経営基盤の強化を目指します。
- ・ため池の浚渫及び老朽ため池の改修工事等に取り組みます。
- ・老朽農業施設の調査を行い、保全計画の策定を目指します。
- ・農地法に基づく適正な許認可を行い、農地等の利用の最適化に取り組みます。
- ・遊水地対策事業においては、地権者や地区住民の相談窓口機能を強化し、国・県への要望活動に取り組みます。
- ・遊水地内利活用の検討に取り組みます。

■課の役割

農業振興課は、農政係・農業委員会事務局・遊水地対策室で構成され、①農業の振興育成、②農業経営基盤の強化、③農業委員会事務局業務、④遊水地対策業務を主な役割としています。

2 課の構成（令和6年4月1日現在）

職員数 18人（うち会計年度任用職員6人）

- ・課長 1人、農業環境整備監兼遊水地対策室担当 1人、副課長 1人、遊水地対策室長 1人
- ・農政係 12人（うち会計年度任用職員5人）
- ・農業委員会事務局：局長 1人（兼務）、副局長 1人（兼務）、事務局職員 4人（うち3人兼務、会計年度任用職員1人）
- ・遊水地対策室：室長 1人、次長 1人、室員 11人（兼務・他課職員含む）

※ほか派遣職員 1人

3 令和6年度の課の運営方針と目標

①遊水地整備

流域で考える治水対策に資するため、継続して関係する自治体と粘り強く調整を進めます。また、建設的な議論が実現できる意見交換の場を調整し、地域住民の声が反映された利活用の検討を行うとともに、整備された施設が現実的に維持できるよう財源も含めた適正な管理方法について、関係自治体と連携しながら国、福島県との協議を推進していきます。

②食農連携機構との連携強化

日本食農連携機構と包括連携協定を締結し、相互に緊密な連携を図ることで、双方が有する情報やネットワークなど知的・人的資源を活用し、新しい目線で視野を広げ、地域の課題解決と地方創生の一層の推進を図ります。

③土地改良区除外農地の活用調査

羽鳥ダムの慢性的な水不足により土地改良区から除外された約29haの農地の利活用を検討し、持続可能な農地活用を図ります。

④農地利用に関する地域計画の策定

農業者の高齢化や担い手不足が心配される中、地域や集落単位での話し合いにより、5年後、10年後の地域の将来像を明確にするため地域計画を策定します。

⑤カーボンオフセット事業

地球温暖化対策の推進を目的として、三鷹市から譲与される森林環境譲与税を活用し、三鷹市で排出される二酸化炭素（CO₂）量と矢吹町での森林整備等により吸収した二酸化炭素（CO₂）量を相殺するカーボンオフセット事業を実施します。

令和6年度 農業振興課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①遊水地整備	①遊水地内外（地域全体）の安全・安心の確立に努めます。 ②流域治水を実現するため、地域住民からの要望を国、福島県へ伝えます。 ③地域住民や流域全体にとって喜ばれる遊水地土地利活用計画を検討します。	①三城目地区遊水地対策協議会の活動に年間を通して支援し、遊水地内外（地域全体）の安全・安心の確立に努めます。 ②地域住民の要望を継続して国、県へ確実に繋ぎ、地域の安全安心な生活環境を構築します。 ③遊水地利活用検討が行われるよう調整業務に努め、景観等付帯する課題の洗い出しや適正な維持管理を見据えた整備を実現します。	
②食農連携機構との連携強化	①双方が有する情報やネットワーク、知的・人的財産を活用し、連携・協力しながら諸施策に取り組みます。 ②地域の強力なリーダーを育成します。 ③町の農業活性化に向けた施策を展開します。	①5月：包括連携協定締結 ②農業経営やマネジメント、流通、財務、人材等について、年間を通して学ぶ場を提供する「若い農業経営者育成プログラム」を実施します。 ③先進的な事例をもとに調査・研究について連携します。	

令和6年度 農業振興課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
③土地改良区除外農地の活用調査	①白山・神田地区における持続可能な農地活用の基本構想策定 ②町内耕作放棄地の解消	①地権者へ意向調査を実施し、参入希望事業者等へのヒアリングを通して効果的な農地の活用方法を検討し、持続可能な農地活用に関する基本構想を策定します。 ②白山・神田地区をモデル地区として、町内全体の耕作放棄地解消に向けた体制づくりを検討します。	
④農地利用に関する地域計画の策定	地域が将来目指すべき農業の未来像の策定	地域農業の現状や課題を地域全員で積極的に話し合うことで、課題解決のために何が必要なのか見つけ出し、将来目指すべき姿として目標地図を作成します。	
⑤カーボンオフセット事業	①三鷹市の二酸化炭素（CO₂）排出量を矢吹町の森林で吸収し、二酸化炭素（CO₂）量を相殺するカーボンオフセット事業の実施 ②森林環境譲与税の活用方法の検討 ③二酸化炭素（CO₂）吸収量の認証申請・認定	①三鷹市の二酸化炭素（CO₂）排出量を矢吹町で吸収するため、三鷹市から譲与される森林環境譲与税を活用して、三十三観音史跡公園及び周辺森林の森林整備を行います。 ②整備した森林を活用した三鷹市民及び矢吹町民双方の交流を深めるためのイベント等について、三鷹市や地域と協議検討します。 ③4～5月：三鷹市との協定書締結 6～12月：森林整備（三十三観音史跡公園及び周辺森林） 1～2月：二酸化炭素（CO₂）認証申請・認定（三鷹市⇄福島県）	

商工観光課の「令和6年度の運営方針と目標」

商工観光課長 柏村 秀一

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・企業誘致、企業支援を行い、町民の働く場の確保、地域経済の基盤づくりに取り組みます。
- ・ふるさと納税の体制を強化し、自主財源の確保に取り組みます。
- ・矢吹町の魅力を全国に発信し、移住・定住対策を推進するとともに、各種イベントに取り組むことで交流人口や関係人口の増加を図ります。
- ・矢吹町のブランドづくりに取り組み、光南高校や農業短期大学校とも連携しながら、住んでみたいまち、応援したいまちづくりに取り組みます。
- ・中心市街地の賑わいづくりを進め、関係団体等との連携強化を図り、地域経済の活性化、地域の活性化を目指します。

■課の役割

商工観光課は、企業誘致推進室・地域活性係・ふるさと納税係で構成され、①企業の振興、②商業の振興、③地域経済の活性化、④情報発信の強化、⑤タウンプロモーションの展開、⑥自主財源の確保を主な役割としています。

2 課の構成（令和6年4月1日現在）

職員数 11人（うち会計年度任用職員2人）

- ・課長 1人
- ・企業誘致推進室 3人（室長、係員1人、会計年度任用職員）
- ・地域活性係 5人（係長、係員2人、会計年度任用職員、地域活性化起業人）
- ・ふるさと納税係 2人（係員2人）

3 令和6年度の課の運営方針と目標

①企業誘致

企業に寄り添った支援を行うため、企業訪問やトップセールスを継続して実施し、現在課題となっている人手不足の解消や外国人技能実習生の支援を行うとともに、計画的に工場立地に適した可能性調査を行い、民間事業者による開発を目指した企業誘致に取り組みます。

②ふるさと納税の充実

ふるさと納税係が新設されたため、町内事業者や町内企業の返礼品の拡充を図り、できる限り事業者の負担が少なくなるよう支援を行い、ふるさと納税のPR強化に努めながら自主財源の確保を図ります。また、地域ブランドとしてカブトエビ米のブランド化に取り組みます。

③移住促進

「観光」をテーマに関係・交流人口の拡大に努めるとともに、空き家バンクの利活用推進や首都圏内で開催される移住希望者向けイベント等に出展するなど、HPの充実を図りながら移住定住施策を幅広く展開し、子育て世帯をメインターゲットとした人口増加に取り組みます。

④地域の活性化

農業短期大学校と連携したフロンティア農園等の各種事業に継続して取り組むとともに、光南高校と連携して「光南高等学校魅力化向上推進委員会」を設立し、地域課題の研究活動を通して、高校生のアイディアやSNS等の情報発信力を取り入れた施策を検討し、地域の活性化と賑わい創出に努めます。また、地域おこし協力隊の新規採用の募集を行います。

⑤中心市街地の賑わい創出

中心市街地連携会議の内容を充実させ、関係者相互のイベントの協力開催や連携等を図りながら、大正ロマンの館や駅観光案内所、複合施設KOKOTTOを核とした中心市街地の賑わいづくりを推進します。

令和6年度 商工観光課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①企業誘致	①新規企業の誘致並びに既存企業の事業拡大への支援 ②雇用拡大による町民生活の安定と向上、町への定住・移住者増加	①既存企業訪問（進出企業の場合、本社も含む）による情報共有 工場適地調査の実施による新規用地開発の可能性の模索 ②県企業立地課、東京事務所、大阪事務所等関係機関との情報共有（在京・在阪企業等の紹介・訪問）	
②ふるさと納税の充実	①ふるさと納税による地場産品等のPR、自主財源の確保 ②企業版ふるさと納税による企業のPR、自主財源の確保 ③カブトエビ米による地域ブランド化の推進	①寄附額3,000万円を目標額とし、そのための対策として、新規返礼品の開拓（100商品）やサイト掲載画像の改修、各種広告掲載等を実施 ②寄附額5,000万円を目標額とし、企業側の利益や企業側の要望に応えられるよう、企業訪問を継続的に実施 ③カブトエビ米のブランド化及び販売に向け、パッケージ制作、イベントでのPRを実施	
③移住促進	①県内外からの移住人口増加施策の検討 ②空き家バンクを活用した移住・定住支援制度の拡充 ③県との連携事業や国補助金等を活用した観光PRと交流人口増加施策の検討	①観光を軸とした関係・交流人口増加施策の検討と県内外のイベント出展による移住希望者の情報収集 ②空き家バンク登録物件の充実と、来て「やぶき」空き家取得支援金を活用した移住・定住支援制度のPR ③県事業（コードF、ふくしまDC等）への参加による観光客誘致と町内観光スポットのPR及びフォロワー増加の検討	

令和6年度 商工観光課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
④地域の活性化	①連携協定に基づく農業短期大学校との連携事業の拡充 ②光南高校との連携強化及び連携事業の検討 ③地域課題の解決に向けた地域おこし協力隊の募集、採用	①フロンティア農園を通じた地域交流の促進と広報誌やホームページを活用した大学校、町の各イベントの相互PR ②光南高等学校魅力化向上推進委員会の設立と地域課題の研究活動を通じた若者の視座から見た新たな賑わい創出事業の検討 ③事業承継や観光・情報発信をミッションとした地域おこし協力隊の募集及び移住イベント等でのPR	
⑤中心市街地の賑わい創出	①中心市街地連携会議の充実とイベントの協力開催の支援 ②複合施設KOKOTTOと大正ロマンの館の相互利用及び中心市街地の活性化イベントの検討 ③駅観光案内所を中心とした新たな地域活性化イベントの支援	①会議メンバーの増強と協力開催に向けた企画の提案 ②大正ロマンの館の次年度以降の利活用及び指定管理方針の検討 ③駅コミュニティプラザを有効活用した賑わい創出と高校生を中心とした若者のアイデアを取り入れたイベント開催の支援	

都市整備課の「令和6年度の運営方針と目標」

都市整備課長 有松 泰史

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・住民の生活に直結した幹線道路、生活道路等の適切な維持管理に努め、安全・安心で、快適に利用できる生活基盤を提供します。
- ・災害時（台風・豪雪・地震等）において、最低限の生活を維持できるよう、迅速に道路等の復旧を行い、通行の確保及び保全を図ります。
- ・街路灯や交通安全施設等の適切な維持管理及び整備に努め、安全で安心な生活環境を提供します。
- ・住民生活に潤いと安らぎを与える公園、緑地の適正な維持管理及び整備に努め、安全で安心な憩いの場を提供します。
- ・将来を見据えた都市計画により、都市施設を計画的に整備し、都市の健全な発展と秩序ある街づくりを推進し、都市の均衡ある発展と公共の福祉の増進を図ります。

■課の役割

都市整備課は、管理係、道路整備係、都市計画係で構成され、①道路・橋梁の維持管理、②排水路の計画・維持管理、③街路灯・交通安全施設の維持管理・整備、④道路等の境界確認、⑤道路法に係る許認可、⑥町営住宅等の公営住宅の維持管理及び整備計画、⑦土木災害復旧事業、⑧都市計画、⑨都市区画整備・宅地造成、⑩公園・緑地の維持管理・整備、⑪建築確認申請・開発行為、⑫屋外広告物の許認可、⑬都市緑化保全、⑭道路・橋梁の新設・改良・更新、⑮道路・橋梁の整備計画、大型関連事業として①阿武隈川遊水地整備事業、②国道4号4車線化事業（矢吹泉崎地区事故対策事業、矢吹鏡石道路）等の業務を担っています。

2 課の構成（令和6年4月1日現在）

職員数 19人（うち会計年度任用職員5人）

- ・課長 1人 ・都市整備監 1人 ・管理係 9人（うち会計年度任用職員4人）
- ・道路整備係 5人（うち会計年度任用職員1人） ・都市計画係 3人

3 令和6年度の課の運営方針と目標

①道路網整備計画

国道4号4車線化や遊水地整備等、国の大規模事業との連携を図るとともに、旧総合運動公園用地の今後の計画との調整を行い、将来の利便性向上を見据えた道路網の検討を行います。

②国道4号4車線化

国道4号の4車線化早期実現に向け、地域住民や沿線地権者へのサポートを行いながら、町民の要望に寄り添った道路計画となるよう、事業主体である国との協議を密に図ります。

③大池公園の賑わいづくりと適正な維持管理

大池公園の適正な維持管理を行うとともに、観光資源としての価値の検証、及び関係各課と協議・調整を図りながら、利活用に係る方向性の検討を進めます。

④住宅使用料等の債権管理

前年度から引き続き、弁護士による債権管理業務委託を実施するとともに、職員による債権管理を徹底することで、未納対策の強化及び公平性の確保に努めます。

⑤東郷小松線の整備

令和6年度の供用開始に向けて、関係機関との連携を行い、事業の進捗を図ります。

令和6年度 都市整備課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①道路網整備計画	①国道4号拡幅、遊水地整備等、各種事業計画と道路網計画との整合 ②各種道路の現状等把握・分析 ③わかりやすい案内標識案の決定 ④利便性向上が図れる道路網構想案の作成 ⑤構想案の共有・検証	①年間を通じ、国道4号拡幅、遊水地整備、旧総合運動公園用地のほか、農・商・工業に係る各種計画について、関係各課との協議・連携を図ります。 ②国道や県道を含めた幹線道路における整備状況等の情報収集を年度前半に行い、年度後半に交通形態等を含めた分析を行うとともに、国道及び県道における整備計画について道路管理者との協議・調整を行います。 ③年度前半については案内対象施設等の抽出・調査を行い、年度末までに表示内容を含めた配置計画を作成します。 ④子育て世帯を含めた地域住民、企業及び町外各種団体等への聴取を実施し、年度内に聴取結果に基づくニーズの取りまとめを行います。 ⑤年度内に、新たな道路網の構想案等について関係各課や都市計画審議会等への説明を行います。	

令和6年度 都市整備課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
②国道4号4車線化	①住民等への事業周知 ②矢吹町国道4号矢吹鏡石道路事業推進協議会への事業報告・協議 ③要望活動の実施 ④国・県等、関連機関と連携した事業推進 ⑤地域住民等の不安や課題等解消 ⑥説明会内容の周知（住民、議会等）	①適時、広報やぶき及びホームページにより、住民等への事業周知を行います。 ②矢吹町国道4号矢吹鏡石道路事業推進協議会を開催し、事業進捗等の情報共有を図るとともに、連携し事業の推進に努めます。 ③東北地方整備局等、国機関への要望活動を行います。 ④事業進捗に合わせ、国・県・町の3者による事業調整会議を開催し、意見交換を実施するとともに、交差する町道や用排水路等に関する各種協議を行います。 ⑤住民説明会における意見等集約を行い、必要に応じ国へ要望を行うなど、地域住民や沿線住民の不安や課題等の解消に向けたサポートに努めます。 ⑥説明会内容について、広報やぶき及びホームページを通じて住民へ周知するとともに、町議会や関連団体への報告を行います。	

令和6年度 都市整備課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
③大池公園の賑わいづくりと適正な維持管理	①適正な維持管理 ②賑わいづくり創出案の共有 ③観光資源としての価値の検証	①公園維持管理業務委託請負者との協議を行いながら、園内施設含め、適正な維持管理に努めます。 ②大池公園における利活用の方向性や、賑わいづくり創出の手法等について、関係各課との協議を行とともに、創出案の共有を図ります。 ③民間活力導入可能性調査業務委託により、観光資源としての価値や可能性の調査・把握を行います。（事業手法、運営体制及び民間事業者の発掘と参画）	①都市整備課 ②、③企画・デジタル推進課及び都市整備課で連携
④住宅使用料等の債権管理	①適切な債権管理 ②入居者の公平性の確保	①今年度も弁護士による債権管理業務委託を継続し、適切な債権管理を行います。 ②未納状況に応じ、督促、催告、保証人への連絡により納入相談等を実施し、分納誓約書の提出等、計画的な未納対策及び徴収事務を行います。	
⑤東郷小松線の整備	①事業の推進 ②わかりやすい案内標識の設置 ③供用開始	①白河警察署及び関係各課と計画的に協議・連携を図ります。 ②わかりやすい案内標識の場所、大きさ、デザイン等を検討し設置します。 ③年度内の供用開始に向けて、工事の進捗管理を行います。	

上下水道課の「令和6年度の運営方針と目標」

上下水道課長 西山 貴夫

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・安全で安心な水道水の供給に努め、災害に強い水道施設を目指します。
- ・公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の普及促進を図り、居住環境の向上・自然環境の保全に努めます。
- ・上水道施設、公共下水道施設、農業集落排水施設の適切な維持管理による施設の長寿命化を図り、健全な事業運営に努めます。

■課の役割

上下水道課：業務係、上下水道係2係の主な役割

- ①上下水道料金等の認定、賦課、徴収、減免、滞納整理、処分に関すること。
- ②上下水道事業の予算編成、収支、決算、起債に関すること。
- ③上下水道事業の民間委託、及び企業会計に関すること。
- ④上下水道事業の計画的な整備及び施設・機器整備の維持管理に関すること。
- ⑤上下水道の給排水設備工事に関する受付、検査及び公認店の指導に関すること。

2 課の構成（令和6年4月1日現在）

職員数 11人（うち会計年度任用職員3人）

- ・課長 1人 ・債権管理専門監 1人 ・副課長 1人
- ・上下水道係 6人（うち会計年度任用職員3人）
- ・業務係 2人

3 令和6年度の課の運営方針と目標

①水道、公共下水、集落排水事業の中長期的な見直し

水道、公共下水道事業等の長寿命化計画に基づき、計画的に施設（機器類及び管路等）の更新に取り組みます。また、水道事業及び下水道事業において、将来を見据えた使用料等の考え方や方向性を示します。

②上下水道料金賦課徴収等の業務委託に係る将来のあり方の検討

上下水道料金賦課徴収等の業務委託の実状を踏まえた将来のあり方について、現業務の検証・評価、課題の精査、近隣自治体の状況調査や情報収集等を行うとともに、包括的な業務委託を含め持続可能な業務運営体系の構築の検討に取り組みます。また、デジタル活用により事務手続きの利便性の向上を図ります。

③遊水地整備に係る水道・下水道施設等の整備検討

国の阿武隈川緊急治水対策プロジェクトにおける遊水地整備に合わせ、上下水道について施設整備や最適化を検討し、持続可能な事業運営を図ります。

④国道4号4車線化に係る水道・下水道施設等の整備検討

国の大規模事業である国道4号4車線化道路整備に合わせ、上下水道について施設整備や最適化を検討し、土地利用に資する地域の発展に寄与します。

令和6年度 上下水道課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①水道、公共下水、集落排水事業の中長期的な見直し	①各施設の適切な維持管理を図るため、長寿命化計画に基づき計画的に施設更新に取り組みます。 ②持続可能な公営企業経営を図るため、経営戦略（水道、下水道）の改定を行い、中長期の安定的な経営を目指します。 ③施設等の維持管理経費の削減を図るため、地域の実情に応じた広域連携について検討を深めます。	①水道施設については、配水管更新工事等に取り組みます。下水道施設については、マンホールポンプ改築更新工事等に取り組みます。農業集落排水施設については、処理施設及び中継ポンプ施設の改築工事等に取り組みます。 ②人口減少予測に伴う料金収入減少の影響やアクションプランや長寿命化計画等に基づく更新・投資事業を踏まえ、経営戦略の年度内改定を行います。 ③水道については、「福島県水道広域化推進プラン」に基づき共同発注・共同委託のソフト連携等について検討を深めます。（圏域別取組） 下水道については、一部農業集落排水区域の公共下水道編入を推進します。大和久地区農業集落排水区域において、管渠接続工事を実施します。	③大和久地区農業集落排水区域：令和8年4月供用開始予定 三城目地区農業集落排水区域：令和10年4月供用開始予定

令和6年度 上下水道課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
②上下水道料金賦課徴収等の業務委託に係る将来のあり方の検討	①現業務委託の持続性や将来性について検証します。 ②他自治体の状況調査を行い、広域化・共同化の可能性について検討します。 ③デジタルを活用し、利用者の利便性の向上を図ります。	①上下水道関連各種届出受付、水道メーターの開閉栓業務及び検針業務、上下水道料金の賦課徴収業務等に係る課題の抽出と合わせて、包括的業務委託についても検討します。 ②主に近隣自治体の業務委託状況調査や各会合等により情報収集や意見交換を行います。 ③オンライン化による開閉栓手続きの導入に向けて、関係課と協議検討を行います。	
③遊水地整備に係る水道・下水道施設等の整備検討	①効率的な事業運営のための施設のあり方を検討します。 ②整備に向けて必要な行政手続きを推進します。 ③財政負担軽減を図るため、事業費の財源確保を検討します。	①将来性や地域の実状を踏まえ、関係機関と協議を行います。 ②今年度は、三城目地区農業集落排水区域の公共下水道への認可変更手続きを行います。 ③国県補助事業を活用したインフラ整備を推進します。	・国や関係機関との調整によりスケジュールが変更する場合があります。

令和6年度 上下水道課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
④国道4号4車線化に係る水道・下水道施設等の整備検討	①国道4号4車線化の整備計画に合わせた上下水道の整備範囲を検討します。 ②国道4号4車線化の整備範囲やスケジュールによる上下水道事業の安定的な経営を図ります。	①将来性や地域の実状を踏まえ、関係機関と協議を行います。 ②国で示したスケジュールによる上下水道の整備について経営分析を進めます。	・国や関係機関との調整によりスケジュールが変更する場合があります。

議会事務局の「令和6年度の運営方針と目標」

議会事務局長 氏家 康孝

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・町議会が議事機関として町民に信頼され、その負託に応えていけるよう、議員の議会活動を補佐します。
- ・議会基本条例等に基づき、議会活動を町民に正確に伝え、町議会がより身近な存在となるよう努めます。
- ・監査委員を補佐し、質の高い監査を実施することにより、公正で合理的かつ効率的な行財政運営を確保するよう努めます。

■課の役割

- ・議会に関する事務（議事、調査、庶務）
- ・監査に関する事務

2 課の構成（令和6年4月1日現在）

職員数 3人

- ・局長 1人
- ・次長 1人
- ・局員 1人（会計年度任用職員）

3 令和6年度の課の運営方針と目標

①議会の円滑な運営及び検討

議会議員が行財政全般に亘る所信や疑問点等を質し、執行機関が当該質問の趣旨やその目的に沿った答弁をすることにより、町民にわかりやすい政策論議等を推進します。

②議会情報発信の強化

令和4年2月に資料のペーパーレス化、情報共有の時間短縮やスケジュール管理の利便性向上を目的に導入したタブレットを活用し、令和4年度まで試行的に運用をしてきました。令和5年度より本格的に通知等を電子メールで行うなど、より効率的で効果的な運用が図られるよう議会におけるDXを推進します。なお、運用にあたっては検証を行いながら、随時、必要に応じて見直し等を行っていきます。

令和6年度 議会事務局 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①議会の円滑な運営及び検討	令和4年度に町政全般に関する一般質問の趣旨、目的及び課題等を明確にした通告書を導入しましたが、当該通告書の導入により、町民にわかりやすい政策論議等ができているか、また、質問と答弁が噛み合っているか等を検証し、円滑な議会運営を推進します。	①5月～6月 一般質問通告書の記入方法等の周知徹底 ②6月～1月 一般質問における課題等の整理（執行部への調査等） ③1月～2月 上記②への対応策検討と全協での議員協議 ④3月 上記③における対応策の実施	
②議会情報発信の強化	会議等におけるペーパーレス化による資源消費・経費の削減を図り、また、クラウド化による情報共有化・情報発信を促進し、開かれた議会、スムーズな議会運営に取り組みます。	①4月～ 「矢吹町議会における情報通信機器に関する運用要綱」及び「タブレット使用に関するルール等について」に基づき運用 ②5月 ・議員への執行部通知等を電子メールにより運用開始 ・新人議員研修会 ③5月～ ペーパーレス化促進と新たな取り組みの運用検討 随時：タブレット活用に係る検証と改善	

教育振興課の「令和6年度の運営方針と目標」

教育振興課長 佐藤 豊

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

矢吹町教育大綱の基本理念である「緑豊かな大地に主体的に生きる心豊かな人間の育成」の実現に向け、子どもたちの夢や希望を叶えるための支援に尽力します。また、自己決定による主体的な学びや生きる力を育むため、「こどもに向き合い、最後までかかわり続ける矢吹町の教育」を基本に、学校、家庭、地域の皆さんとともに、みんなで子どもたちを見守り、育てる矢吹の教育を目指します。

【課が所管する政策】

- ・安心して子どもが過ごせる居場所づくりの充実を図るとともに、教職員及び保護者支援に努めます。
- ・学校教育の質の向上を図り、「自己決定できる力」、「相手の立場に立てる力」、「やり抜く力」を養います。
- ・ふるさとへの地域愛を醸成する学び、地域課題に取り組む実践的な教育に努めます。
- ・学校教育施設、社会教育施設、社会体育施設の適切な維持管理、修繕等により、安全、安心な環境整備を行います。
- ・将来の町立小学校の適正規模・適正配置について、望ましい教育環境として目指す姿の具体的な議論を進めます。

■課の役割

教育振興課は、学校教育係、施設整備係により構成され、学校教育係は、定例教育委員会に関すること、学校の運営・教育課程、学校保健・学校医・学校薬剤師、学校給食・教科書その他の教材、教職員・児童・生徒の保健・安全・厚生・福利及び研修、外国人英語指導助手に関すること、児童生徒の入学・転学及び学級編成・安全対策などの業務を主に担い、施設整備係は、通学路の安全対策、学校教育施設及び社会教育施設、社会体育施設に係る維持管理、学校給食施設、教材備品等の教育財産の管理、幼稚園バス、供用バスの業務委託契約及び管理運営などの業務を担っています。なお、矢吹町学校規模適正化に関することは、学校教育係と施設整備係が現状や課題等を共有し連携しながら、学校、児童生徒、保護者、地域の方々に丁寧な説明を行い、方向性を整理していきます。

2 課の構成（令和6年4月1日現在）

職員数 41人

- | | | | |
|----------------------------|-------------------------|------------------------|--------------|
| ・教育次長兼課長 1人 | ・教育委員会政策管理監 1人 | ・教育委員会施設整備監 1人 | ・副課長兼指導主事 1人 |
| ・学校教育係 6人（うち会計年度任用職員2人） | ・施設整備係 3人（うち会計年度任用職員1人） | | |
| ・小中学校支援員 18人 | ・適応指導教室指導員 1人 | ・特別支援補助員 1人 | ・部活動指導員 1人 |
| ・学校図書館司書 2人 | ・ALT（外国語指導助手） 3人 | ・SSW（スクールソーシャルワーカー） 1人 | |
| ・CSD（コミュニティ・スクールディレクター） 1人 | | | |

3 令和6年度の課の運営方針と目標

①小学校の適正配置

「学校等規模適正化推進事業」により、矢吹町立小学校の適正規模及び適正配置について議論を進め、望ましい小学校の教育環境として目指す姿の検討を深めます。

②子どもたちの学力向上

「学力向上対策事業」により、本町の課題の洗い出しなどを行い、基礎学力の向上につながる幼保・小・中の連携及び光南高校との中高連携の取り組みについて具体的な検討を図ります。

③教育施設等の適正な維持管理

「小中学校管理運営事業」により、十分な教育効果を得るため、教育環境の充実を図り、各学校と連携しながら、児童生徒の安全・安心な学びの提供に努めます。

④デジタルを活用した子どもの見守り

「子ども安全対策事業」により、子ども110番の家の協力者名簿の適切な確認を行い、地域の安全ネットワークの見直しを図ります。また、通学路安全推進会議を開催し、通学路の安全対策を進めます。

令和6年度 教育振興課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①小学校の適正配置	地域とともにある学校づくりの促進及び将来を見据えた魅力ある教育環境の充実を図るため、「矢吹町立小学校の適正規模・適正配置の基本方針」を策定します。 【基本姿勢】 - 子どもたちを主役に検討する。 - 子育て世代、地域住民の意見を尊重する。 - 地域との連携、協働を促進する。	①第1四半期（4～6月） - 現状と将来推計の把握 児童数、通学状況、施設、維持管理費 - 各学校の現状分析 大規模校、小規模校 - ドローンによる測量調査 旧総合運動公園用地 幼稚園統合候補地 - 関係各課との協議・調整 ②第2四半期（7月～9月） - 各課と協議し、現状の方向性を整理 財政状況、公共交通、通学路整備、上下水道、社会体育施設、幼稚園統合 - 矢吹町学校規模適正化委員会への諮問 - 保護者、地域、児童生徒へのアンケート ③第3四半期（10月～12月） - 総合教育会議の開催 アンケート結果及び各説明会資料の確認 - 各説明会等の実施 小学校区ごとに、小学校、幼稚園、保育園等の保護者及び地区懇談会を開催 - 課題、意見等の整理と対応策の検討 - 矢吹町学校規模適正化委員会答申（案）及び町立小学校の適正規模・適正配置の基本方針（案）の検討 - 総合教育会議の開催 答申（案）、基本方針（案）の確認 - パブリックコメントの実施 ④第4四半期（1月～3月） - 矢吹町学校規模適正化委員会から答申 - 総合教育会議を開催し基本方針を確認 3月定例教育委員会で基本方針を決定	随時 - 矢吹町学校規模適正化委員会の開催 - 矢吹町学校規模適正化委員会だよりの発行 - 関係各課、関係機関との協議・調整 - 視察研修

令和6年度 教育振興課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
②子どもたちの学力向上	町内の幼稚園、保育園、認定子ども園、小学校、中学校、高校における「健やかな育ち」及び「学力向上」に関わる事業について推進し、各園、小・中・高等学校の連携強化により、指導の充実、改善を図り、家庭学習の充実化と習慣化、主体的・対話的で深い学びの実践により、児童生徒、一人一人の「個別最適な学び」、「協働的な学び」の実現を目指します。 また、導入した電子黒板を有効に活用し、学習活動において、必要に応じ情報手段を適切に用いて情報を得たり、得られた情報をわかりやすく発信、伝達したり、必要に応じ、保存、共有することができる力を育成します。	①学力調査、QUテストによる課題の明確化と客観的な検証及び確実なフォローアップの実施 ・全国学力・学習状況調査（4月） - 小6（国語・算数） - 中3（国語・数学） ・ふくしま学力調査（5月） - 小4～小6（国語・算数） - 中1～中2（国語・数学） ・標準学力調査（1月） - 小1～小6（国語・算数） - 中1～中2（5教科） ②各園、小・中・高等学校の連携の強化 ・つなぐ教育推進支援会議（4月、2月） ・学びと育ちをつなぐ推進部会（5月、1月） ・授業交流会（ICT機器の効果的な活用） ③4小学校の交流及び習熟度別学習 ・小学6年生夏期講習会（7月） ④放課後学習教室 ・主に国語科、算数科を中心に実施 ⑤授業支援アプリ（ロイロノート）、ドリルアプリ（タブドリライブ）、認知機能強化アプリ（コグトレ）、健康観察アプリ（リーバー）の活用推進と効果検証 ⑥プログラミング授業の実施（全校）	

令和6年度 教育振興課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
③教育施設等の適正な維持管理	幼稚園、小中学校、社会教育及び社会体育施設について、長寿命化計画に伴う老朽化への対応や整備等を推進し、児童・生徒・施設利用者の安全で安心な環境整備に速やかに取り組めます。	各施設管理者と日程等の確認を行いながら、計画的に工事を実施します。 ①PTAからの要望箇所の実施（最優先） ・矢吹小網戸設置工事 ・善郷小特別教室Wi-Fi環境整備工事 ・善郷小体育館Wi-Fi環境整備工事 ・中畑小網戸設置工事 ・中畑小特別教室Wi-Fi環境整備工事 ・中畑小体育館Wi-Fi環境整備工事 ・矢吹中特別教室Wi-Fi環境整備工事 ②教育環境の整備 ・矢吹小砂場改修工事 ・善郷小各教室LED化工事 ・善郷小教室出入口修繕工事 ・善郷小消防設備修繕工事 ・中畑小FFストーブ交換工事 ・三神小ランチルーム空調設備改修工事 ・三神小排水路修繕工事 ・矢吹中体育館空調設置工事設計委託 ・矢吹中体育館空調リース ・矢吹中校舎LED化工事（1年目） ・PCB廃棄物処理業務委託 ③社会教育施設の整備 ・三神公民館改修工事	

令和6年度 教育振興課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
④デジタルを活用した子どもの見守り	児童生徒が安全に通学できる通学路の安全確保を図るため、各道路管理者等の関係機関と連携しながら、「矢吹町通学路安全推進会議」を開催し、危険箇所の確認とその対策について、合同点検を実施し、改善を図ります。 また、子ども見守り隊、子ども110番の家の協力者と連携した地域の安全ネットワークの構築に努めます。 位置情報機能を有するデジタル機器を活用した子どもの見守りの検討を進めます。	①矢吹町通学路安全推進会議 ・継続的に通学路の安全を確保するため、小学校区ごとに、学校、保護者、警察、道路管理者等が改善要望箇所の合同点検を実施します。 ・歩道整備や道路標示等のハード対策や、交通安全教育、交通規制等のソフト対策など必要箇所に応じ、具体的な実施メニューを検討します。 ②子ども見守り隊、子ども110番の家の協力者に不審者情報などをメールにて知らせる仕組みの構築を検討します。 ③位置情報機能を有するデジタル機器の活用について、学校、保護者から意見を伺い、デジタルを活用した見守りの運用方法について協議します。	

生涯学習課の「令和6年度の運営方針と目標」

生涯学習課長 渡辺 憲二

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

矢吹町教育大綱の理念である「緑豊かな大地に主体的に生きる心豊かな人間の育成」の実現に向け、まちづくり総合計画の各種政策を通じ、学びを通じた人づくり、地域づくりを推進するとともに、町民の多様な文化・芸術・スポーツ活動などの生涯学習活動の活性化と、先祖が慈しみ育んできた貴重な文化財について、これを継承し、次世代に引継ぎ、有形及び無形文化財の継承発展に努めます。

【目指す姿】

- ・子どもたちの地域での活動やスポーツ活動への支援を充実し、各種活動の活性化を図ります。
- ・地域学校協働活動の円滑な実施により、児童生徒が、安全、快適で、楽しく過ごせる教育環境を目指します。
- ・学びの機会を提供し、生涯学習の充実を図ります。
- ・スポーツ人口を増やし、健康なまちを目指します。
- ・文化財の管理・公開に取り組み、優れた歴史・文化に触れる機会を提供します。
- ・文化センターの自主事業再開により優れた芸術・文化に触れる機会を提供します。

■課の役割

生涯学習課は、生涯学習係、スポーツ振興係で構成され、学習する機会の提供と支援、生涯学習基盤の充実、文化財の保護、文化・芸術の振興、スポーツ振興、地域間・団体間交流の推進、高齢者の生きがいをづくり推進、社会教育施設全般に係る維持管理などの業務を担っています。

2 課の構成（令和6年4月1日現在）

職員数 15人（うち会計年度任用職員 6人）

・生涯学習課長	1人	・副課長	1人	・中央公民館長	1人
・生涯学習係	4人				
・中央公民館	3人	・文化センター	1人	・ふるさとの森芸術村	1人
・スポーツ振興係	3人				

3 令和6年度の課の運営方針と目標

①複合施設KOKOTTOと周辺の賑わいづくり

複合施設KOKOTTOの周辺施設である大正ロマンの館、中町ポケットパーク、やぶき観光案内所、未来くるやぶき等の既存公共施設により、地域の活性化と観光・交流の拠点とし、町民へのサービス向上と交流・流入人口の増加につながる事業展開について検討し、活動拠点となる（仮称）スマートパークの整備と事業主体となるスポーツコミッションの構築と人材育成に取り組みます。

②歴史民俗資料館の整備に向けた資料整理

歴史民俗資料収蔵庫の環境改善を図り、資料整理作業を学芸員等により推進させ、それぞれの資料の性質に合わせた収納を行います。また、歴史民俗資料館のあり方や歴史民俗資料を活用したテーマ展示の開催に向けた準備を行います。

③三十三観音摩崖仏群の復旧対策

令和5年12月に三十三観音摩崖仏群の岩盤変状に対する保全対策方針が示され、文化財としての景観保全を優先した対策により復旧工法が決定したため、落石対策工事の実施設計委託を行います。

④図書館・文化センターの管理運営

図書館の管理運営事業については、令和4年11月からナカバヤシ株式会社に業務委託を締結し、管理運営を行っており、引き続き雇用安定を図り、施設利用における住民サービスの向上に努めます。
文化センターの管理運営事業については、町民に喜ばれる自主事業の開催と安定した貸館管理ができるよう施設の長寿命化による改修工事を検討します。

令和6年度 生涯学習課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①複合施設KOKOTTOと周辺の賑わいづくり	複合施設KOKOTTOを中心として大正ロマンの館、中町ポケットパーク、やぶき観光案内所、未来くるやぶき等の周辺施設が、地域の活性化と観光・交流の拠点として、町民へのサービス向上と交流・流入人口の増加につながる事業展開について検討します。また、活動拠点となる（仮称）スマートパークの整備と事業主体となるスポーツコミッションの構築と人材育成に取り組みます。 ①拠点施設整備 ②前年度事業の検証、実証事業の展開 ③スポーツコミッションの設立 ④機運醸成セミナー、シンポジウム開催 ⑤事業周知	①拠点施設整備（（仮称）スマートパーク） ・不動産鑑定（5月） ・用地交渉、用地取得に向けた取り組み ・拠点施設の設計及び手法（プロポーザル等）の検討（7月） ・拠点施設工事入札（11月） ・工事着工（12月） ②前年度事業検証及び今年度事業検討（7月） ・関係機関協議 ・実証事業実施（7月～2月） ③スポーツコミッション設置 ・矢吹スポーツクラブ等、関係機関意見交換、協議 ・コミッション設立（12月） ④機運醸成のためのイベント開催（7～12月）2回 ⑤HP等を活用した情報発信（随時）	関係機関のスケジュール確認 関係機関への事業周知
②歴史民俗資料館の整備に向けた資料整理	歴史民俗資料収蔵庫の資料整理作業を学芸員等により推進させ、保有する歴史民俗資料を活用したテーマ展示の開催に向けた準備を行います。また、歴史民俗資料館のあり方について検討します。 ①学芸員との協議による歴史民俗資料収蔵庫の環境改善と整理作業 ②文化財保護関係団体との歴史民俗資料館整備に向けた情報共有・意見交換協議 ③歴史民俗資料を活用したテーマ展示の準備、開催	①学芸員との協議（年間） ・資料整備補助員の確保（6月） ②関係団体との情報共有、意見交換（6月） ・歴史民俗資料館のあり方の検討 ③既存施設を活用したテーマ展示の開催に向けた準備 ・収蔵資料の整理（年間） ・展示テーマ内容の検討（5月～） ・テーマ決定（12月） ・令和7年度展示テーマに向けた準備（1月～3月）	学芸員により現在収蔵庫に収蔵されている資料の整理と目録の作成及び資料館に必要な協議検討を行い、貴重な資料の展示に向けて協議を行います。

令和6年度 生涯学習課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
③三十三観音摩崖仏群の復旧対策	三十三観音摩崖仏群の岩盤変状に対する保全対策方針が示され、景観保全を優先させた復旧工法が決定したため、落石対策工事の実施設計委託を行います。 ①復旧工法の実施設計 ②関係者への説明等 ③周知広報 ④復旧工事に向けた準備（資金調達方法の検討）	①復旧工事实施設計及び工事スケジュール調整（5～12月） ②復旧工法と工事スケジュール等の説明（1～3月） ③HP等を活用した情報発信（1～3月） ④ガバメントクラウドファンディング等の検討（1～3月）	令和4年3月に発生した地震により、岩盤の開口部の拡大が確認され、危険箇所の復旧に向けた工事設計を行います。
④図書館・文化センターの管理運営	図書館の管理運営について、引き続き雇用安定と施設利用における住民サービスの向上に努めます。 文化センターの管理運営事業について、町民に喜ばれる自主事業の開催と安定した貸館管理ができるよう検討し、施設の長寿命化による改修工事を検討します。 【図書館】 ①職員研修 ②新規イベントの実施 【文化センター】 ①文化センター運営の協議 ②自主事業の実施 ③長寿命化による改修工事のスケジュール作成	【図書館】 ①施設管理者との意見交換（年間） ・各社会教育施設管理者等との協議 ・関係団体との協議 ・職員研修の実施 ②イベントの検討 【文化センター】 ①運営維持管理業務委託受託可能企業との聞き取り調査 ②イベント・自主事業の検討（5～7月）、事業の実施（9月～） ③長寿命化による改修工事のスケジュールの検討	図書館受託会社ナカバヤシ（株）のノウハウを活かして事業を実施します。また、文化センターについても自主事業を実施します。

子育て支援課の「令和6年度の運営方針と目標」

子育て支援課長 小椋 勲

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・矢吹町教育大綱、第5次矢吹町教育振興基本計画、第2期子ども・子育て支援事業計画及び第2期矢吹町の未来を担う子ども応援計画に基づき、子育て世代への支援に取り組み、更なる充実を図ります。
- ・「こども家庭センター」を核とした全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの包括的相談支援を充実させ、子育てしやすい環境づくりに努めます。
- ・ファミリーサポートセンター、子育て支援センター、ホームスタート等、子育て世帯を支援する事業について、効果的な事業の推進、効率的な運営体制の構築を図ります。また、SNSなど様々な媒体を活用し、対象世帯への周知に努めます。
- ・町内の認可保育園等と連携しながら、保育サービスの充実に努めるとともに待機児童の解消を図ります。
- ・所管する幼稚園・児童クラブ・未来くるやぶきの安全で安心な環境整備を進めます。
- ・関係機関と連携して児童虐待の予防、早期発見、適切な対応を行います。

■課の役割

子育て支援課は、子育て政策係、こども相談係、幼稚園保育園係で構成され、①少子化対策・子育て支援事業、②児童手当等支給事務、③屋内外運動場（未来くるやぶき）の管理運営、④児童虐待防止・要保護児童対策、⑤妊娠届、妊産婦及び乳幼児相談、⑥妊婦・乳幼児健診、⑦家庭児童相談業務、⑧子どもの居場所づくり、⑨幼稚園・放課後児童クラブ運営、⑩民間保育園等への助成、⑪保育園等の入園・退園等事務などの業務を担っています。

2 課の構成（令和6年4月1日現在）

職員数	57人(子育て支援課 15人、町立幼稚園 42人、うち会計年度職員 28人)
子育て支援課	課長 1人、子育て政策係 3人(うち会計年度任用職員 1人)、こども相談係 6人(うち会計年度任用職員 1人)、幼稚園保育園係 5人(うち会計年度任用職員 2人) ※専門資格保有者：保健師2人、社会福祉士2人、管理栄養士1人
町立幼稚園	矢吹幼稚園 園長1人、副園長1人、教諭 4人 中央幼稚園 副課長兼園長 1人、副園長 1人、教諭 4人(うち会計年度任用職員 2人) 中畑幼稚園 副課長兼園長 1人、副園長 1人、教諭 2人 三神幼稚園 副園長兼園長 1人、副園長 1人、教諭 2人 特別支援員・預かり保育支援員 22人(全て会計年度任用職員)

3 令和6年度の課の運営方針と目標

①幼稚園の適正配置

令和5年4月に策定した「矢吹町立幼稚園の適正規模・適正配置の基本方針」及び令和5年度に矢吹町学校規模適正化検討委員会から受けた答申に加え、若い世代をターゲットとしたアンケートにより聞取りした要望や不安等を踏まえた「矢吹町立幼稚園の適正規模・適正配置基本計画」を早期に策定します。国が推奨するこどもたちのために何が最も良いことかを考えた今後の幼稚園のあり方について検討を進めます。

②子育て施策の充実

国が推奨するこどもたちのために何が最も良いことかを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できるような社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に共感・賛同し、「矢吹町こどもまんなか」を宣言します。

「子育て世代に選ばれる町」となるため、こども・若者の皆さんの声を聴き、支援策の充実を図ります。また、特色ある新たな支援策を検討していきます。

4月に開設した「こども家庭センター」において、母子保健事業と児童福祉事業を包括的に取り組み、両機能の連携・協働を深め、全ての妊産婦・こども・子育て世帯に対する相談支援を拡充させることにより、虐待の予防的対応や子育てに困難を抱える家庭等に対して、様々なアプローチで切れ目なく、漏れのないよう寄り添っていきます。

③待機児童解消対策の継続

共働き世帯の増加等による保育ニーズの高まりが今後も続くことが予想されることや、令和8年度より本格的な実施が予定されている「こども誰でも通園制度」を見据え、保育の受け皿を確保するため、保育士確保に向けた各種補助金の周知や保育士養成学校の訪問等を継続することに加え、新たな保育施設の誘致について調査、検討を行っていきます。

④第1期矢吹町こども計画の策定

こどもと子育てにやさしいまちづくりに向けた環境整備を総合的かつ計画的に進めるため、令和5年12月に国が示した「こども大綱」を勘案し、住民アンケートを実施しながら年度末までに計画策定を行います。

⑤こども家庭センターの設置・運営

緊急的、一時的に開設した「こども家庭センター」について、全ての妊産婦・こども・子育て世帯が手続きや相談、健診等の様々な子育て支援をより身近に感じ、利用してもらえるよう、乳幼児健診が行われている矢吹町保健福祉センターへ移す準備を進めます。併せて、提供するサービス等の充実も図っていきます。

なお、本格オープンは令和7年4月を目指します。

令和6年度 子育て支援課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①幼稚園の適正配置	令和5年度に矢吹町学校規模適正化検討委員会から受けた答申に加え、こども（小中高生）から聞取りした意見も考慮した「矢吹町立幼稚園の適正規模・適正配置基本計画」を令和6年度第一四半期に策定します。	・4月：アンケート実施（小中高生） ・5月：パブリックコメント実施 議会議員への周知 ・6月：定例教育委員会 矢吹町立幼稚園の適正規模・適正配置基本計画の決定 ・7月～：課題解決に向けた町立幼稚園におけるワーキンググループ等の開催	

令和6年度 子育て支援課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
②子育て施策の充実	①こどもたちのために何が最も良いことを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できるような社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に共感・賛同した、「矢吹町こどもまんなか」を宣言し、「こどもまんなか応援サポーター」として趣旨を達成するための活動を実施 ②出産後の子育てに関する出費をサポートすることで、居住、出産を奨励し、次代を担う児童の増加を図り、子育てしやすい町、子育て世帯に選ばれる町を目指した、各種子育て支援事業（矢吹っ子応援事業等）の推進 ③子育て世帯を支援する事業の効果的な事業支援、及び矢吹町公式LINEアカウント等を活用し、子育て世代へ広く情報を発信 ④「矢吹町子ども子育て支援基金」について、「地域福祉」の視点に立ち、企業も含めた社会全体・地域全体で持続的にこどもたちの未来を応援・支援できる事業の検討、実施 ⑤母子保健・児童福祉事業の連携と効果的な事業の検討	①6月：矢吹町こどもまんなか宣言書発布 ②③住民基本台帳の異動、及び保健師からの出産予定数を把握し、対象者へ出産祝品、祝金及び出産子育て応援給付金の給付を適切かつ迅速に行います。また、ファミリーサポートセンター、子育て支援センター、ホームスタート等について、特に子育て支援が必要な世帯へ情報が届くよう、健診等での声掛けやホームページ、SNS等を活用し周知徹底と行政DXの向上に努めていきます。 ④経済的な支援のほか、子どもの居場所づくりに取り組む団体への助成や食育・養育環境整備などに基金を活用するなど、実施に向けて検討します。また、子育て世帯が求めるニーズの調査や安定的な財源を確保するために、基金の目的を企業等に広報し、賛同を図ります。 ⑤こども家庭センター内に相談室を設置し、母子保健・児童福祉に携わる保健師、社会福祉士等が包括的に対応することで、情報共有を密に行い子育て世帯の問題解消を図ります。	

令和6年度 子育て支援課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
③待機児童解消対策の継続	①待機児童を発生させないために受け入れ枠の検証を行い、既存の保育施設の保育士の確保 ②保育園等において、延長保育や一時預かり、障がい児支援などの多様な保育が提供できる支援の検討	①住民基本台帳上の年齢別調べ、保健師からの出産予定数の状況等により、保育ニーズのシミュレーションを作成し、保育士確保に向けた養成学校への訪問、人材確保に係る助成を引き続き実施します。 また、新たな保育施設の誘致について調査、検討を行っていきます。 ②各種補助事業の活用を私立園長会で検証し、拡充について検討します。また、小規模保育園に対する指導監査を実施し、適正な保育環境の徹底を図ります。	

令和6年度 子育て支援課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
④第1期矢吹町こども計画の策定	子ども・子育て支援法、及び次世代育成支援対策推進法に基づく計画を一体とする「第2期矢吹町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度で満了し、令和8年度には、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「第2期矢吹町の未来を担う子ども応援計画」が満了となります。これらの計画を一本化することを国において推進していることから、これらの計画と国が定める「こども大綱」及び福島県が定めるこども施策、「まちづくり総合計画」及び「矢吹町まち・ひと・しごと創成人口ビジョン」を勘案し、「第1期矢吹町こども計画」の策定を行います。なお、国・県の施策の動向や社会情勢の変化、状況を見極めながら必要に応じた支援策の見直しを行い、質の高い幼児期の教育・保育を計画的に推進します。	3月：アンケートの実施（R5年度） 4～5月：アンケートの集計 6月～：計画策定業務 8月：第1回子ども子育て会議において検討 1月：パブリックコメントの実施 2月：第2回子ども子育て会議において検討 3月：定例教育委員会において決定	
⑤こども家庭センターの設置・運営	全ての妊産婦・こども・子育て世帯が手続きや相談、健診等の様々な子育て支援をより身近に感じ、利用してもらえるよう、センターを乳幼児健診が行われている矢吹町保健福祉センターへ移す準備を進めます。併せて、提供するサービス等の充実も図っていきます。	4～5月：センター内設置設備の選定 6月：設計業務委託発注 6～8月：国・県補助金協議・申請 9月：工事発注 2月：工事完成 4月：オープン	